





# 国非難 「人災」浮き彫り

東京電力福島第一原発事故の集団訴訟で三十日の仙台高裁判決は、一番福島地裁判決より厳しく「国の責任を指摘した。津波対策を取ったとしても事故を防げなかったなどとする国の主張を一蹴し、規制当局でありながら東電との緊張関係を欠いた姿勢も非難。「人災」であるとの原告側の主張を事実上認める格好となった。

## 原発被災者訴訟

▽決着

「国の責任論に決着をつける判決が出た」。判決後、仙台高裁前で原告側弁護士団の馬奈木峻太郎弁護士が興奮気味に声を上げた。今年六月の福岡地裁判決と八月の仙台地裁判決で国の責任を認めない判断が続い

▽追及

たこともあり、「流れを覆し、この後の訴訟でも同じ内容になると期待される」と評価した。国を被告とする同種訴訟は、十三件の一審判決のうち六件で国の責任が否定された。いずれも国は津波の発生を予見できたとしながら、実際の津波はより大規模

## 緊張欠く姿勢問う

「丁寧な事実認定をし、国がやるべきことをやらなかった」と厳しく批判した。高く評価する責任論を展開。政府機関が大津波の危険性を指摘した「長期評価」に反対の見方を持つ一部の学者だけに意見を聞いた。

▽責任同等

た東電の説明を「唯々諾々と受け入れ、規制当局としての役割を果たさなかったと強い表現で指摘した。」「一番福島地裁判決を「乗り越えた」と原告側が色めき立ったのが、東電の半額にとどまっていた国の賠償額を同じレベルまで引き上げた点だ。判決は「原発の設置・運営は国家のエネルギー政策に深く関わり、自らの責任で福島第一原発の設置を許可し、許可を維持してきた」と国の責任を重く捉えた。

東京電力の責任	国の責任	裁判日	判決結果
○	○	2017年3月17日	前橋 〇
○	○	9月22日	千葉 〇
○	○	10月10日	福島 〇
○	○	18年2月7日	東京 〇
○	○	3月15日	京都 〇
○	○	16日	東京 〇
○	○	22日	福島・いわき支部 〇
○	○	19年2月20日	横浜 〇
○	○	3月14日	千葉 〇
○	○	26日	山形 〇
○	○	27日	東京 〇
○	○	8月2日	名古屋 〇
○	○	12月17日	山形 〇
○	○	20年2月19日	福島 〇
○	○	3月10日	札幌 〇
○	○	6月24日	福岡 〇
○	○	8月11日	仙台 〇
○	○	20年3月12日	仙台 〇
○	○	17日	東京 〇
○	○	9月30日	仙台 〇

# 郵政特別損失3兆円

## ゆうちょ銀株 大幅下落

日本郵政は三十日、保有する子会社のゆうちょ銀行の株式について帳簿上の価格を引き下げる減損処理を

金不正引き出しの発覚も株価低迷の要因となった。日本郵政は五月、二二年三月期の中間配当をゼロ、

ゆうちょ銀の一株当たり価値は一七三円。これに対し、三十日の株価は八二円だった。日本郵政はゆうちょ銀株の約89%を保有し、全体の簿価は五兆七千八百一億円。

不正引き出し 新たに60件

不正引き出し 新たに60件

## 不正引き出し 新たに60件

不正引き出し 新たに60件

不正引き出し 新たに60件

不正引き出し 新たに60件

不正引き出し 新たに60件

不正引き出し 新たに60件

## レオパレス債務超過解消へ

### 米ファンドが572億円支援

レオパレスは三十日、米投資ファンドのフォートレス・インベストメント・グループからの支援を受け入れると発表した。施工不良問題で屋台骨の賃貸事業の業績が低迷し、六月末時点で百十八億円の債務超過に転落。支援額は出資や融資を組み合わせる五百七十二億円になり、債務超過を解消する見通しだ。

レオパレスは三十日、米投資ファンドのフォートレス・インベストメント・グループからの支援を受け入れると発表した。施工不良問題で屋台骨の賃貸事業の業績が低迷し、六月末時点で百十八億円の債務超過に転落。支援額は出資や融資を組み合わせる五百七十二億円になり、債務超過を解消する見通しだ。

## コロナ対策



コロナ禍で苦しむ飲食店向けに行われた「コロナ対策セミナー」30日、東京都大田区で

首相、中旬にもベトナム訪問か

首相、中旬にもベトナム訪問か

明を「唯々諾入れ、規制当局割を果たさなか表現で指摘し

### 任同等

地裁判決を「乗と原告側が色めが、東電の半額ていた国の賠償ベルまで引き上

# 問う

げた点だ。判決は「原発の設置・運営は国家のエネルギー政策に深く関わり、自らの責任で福島第一原発の設置を許可し、許可を維持してきた」と国の責任を重く捉えた。

規制当局だった原子力安全・保安院の後継機関、原子力規制委員会の更田豊志委員長は判決の評価を避けた上で、自らの組織について「事故に対する反省や怒りのようなものに基づいて設置された。改めて引き締めた」と語った。

## 判決要旨

東京電力福島第一原発事故被災者訴訟で、二十日の仙台高裁判決の要旨は次の通り。

### 【東電の責任】

地震調査研究推進本部は二〇〇二年七月、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の「長期評価」を公表した。これに基づき、東電が速やかにシミュレーションしていれば、遅くとも二〇〇二年末ごろまでに、第一原発に十層を超える津波到来の予見可能性があった。結果回避可能性もあつたと推認される。長期評価など、重大事故の危険性を示唆する新たな知見に接した際の東電の行動は、新たな防災対策を極力回避し、先延ばしにしたいとの思惑が目立つ。義務違反の程度は軽微とは言えない。慰謝料算定で考慮すべき要素の一つ

だ。

### 【国の責任】

長期評価は国の知見とすべきもので、国は東電と同じ知見を同時に認識していた。経済産業相が東電に、直ちに長期評価を踏まえた試算を指示し、あるいは自ら試算していれば、遅くとも二〇〇二年末ごろまでには、十層を超える津波の可能性を認識できた。長期評価は相当程度に客観的、合理的根拠を有する科学的知見だ。原告らが主張する結果回避措置が実施できなかった、または実施しても事故を回避できなかったという国の主張は採用できず、結果回避可能性があつたと推認される。

を適切に講じているかを厳格に判断することが期待されていた。しかし、東電から長期評価の科学的根拠についてヒアリングした原子力安全・保安院の対応は、不誠実な東電の報告を唯々諾々と受け入れ、規制当局に期待される役割を果たさなかった。

国は〇六年の勉強会における東電の報告で、敷地を超える津波が来れば重大事故を起こす危険性が高いことは現実認識していた。国の規制権限の不行使は、遅くとも〇六年末までには許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠き、国家賠償法上、違法だ。

### 【損害】

居住地域を九グループに分類し、侵害内容や程度などから損害額を判断した。

空間放射線量率を事故前に戻せという請求は、被告に求める作為の内容が特定されておらず不適法。

### 【原状回復請求】

は、女性が離れていくと感

## 座間事件 検察側冒頭陳述要旨

座間九人殺害事件で、強盗強姦性交殺人などの罪に問われた白石隆浩被告に対する検察側の冒頭陳述要旨は次の通り。

座間九人殺害事件で、強盗強姦性交殺人などの罪に問われた白石隆浩被告に対する検察側の冒頭陳述要旨は次の通り。

は、女性が離れていくと感

